

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

| (改正後) | (改正前) |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>16. (解約等) (2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。</u> (以下省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</u> <u>(2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。</u> <u>(3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。</u> <u>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第16条第5項の貯金口座の利用には含まれないものとします。</u> <u>(5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。</u> <u>(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p>23. (規定の変更等) 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年10月1日現在)</u></p> | <p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>16. (解約等) (2) 第14条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。<u>(追加)</u> (以下省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い) (1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 (2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>(追加)</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>22. (規定の変更等) 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p> |